

第28回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成22年1月27日(水)
健康福祉病院常任委員会終了後
議事堂601特別委員会室

1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の見直しについて

2 その他

添付資料

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 今後の進め方（案）

議員提出条例に係る検証検討会 今後の進め方（案）

H22. 1. 27 時点見直し

～執行部の意見聴取を踏まえ、各会派において十分に説明を行い、又は調整を図った上で、3月採決を目指し条例案を提出することとする。

＜当検討会における検証の経緯～三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成13年三重県条例第47号）関係＞

第21回（平成21年7月17日）～第23回（平成21年8月19日）

- ・ 条例に関する調査
- ・ 条例の検証に当たっての論点に基づく討議

第24回（平成21年9月8日）

- ・ 条例第2条第1号（県の総合的な計画の議決）について討議及び見直しの決定
- ・ 条例第2条第2号（県の総合的な計画以外の計画の議決）について討議

＜執行部意見聴取 関係＞

第25回（平成21年9月15日）・・・政策部長及び総務部長出席

- ・ 条例第2条第1号（県の総合的な計画の議決）の見直し案について執行部意見聴取

第26回（平成21年10月1日）

- ・ 条例第2条第2号（県の総合的な計画以外の計画の議決）について討議及び見直しの決定

第27回（平成21年10月15日）・・・総務部長出席

- ・ 条例第2条第2号（県の総合的な計画以外の計画の議決）の見直し案について執行部意見聴取

「戦略計画等の議決」に関する県議会と知事との意見交換（平成21年11月9日）

11～1月 協議

- ・ 第25回及び第27回検討会における執行部意見並びに11/9意見交換における知事意見への対応等

会派等の意見
を持ち寄りつ
つ議論

- ・ 各会派の勉強会等における意見

第28回（平成22年1月27日）

- ・ 自民みらいによる対案の説明聴取及び討議
- ・ 今後の進め方について協議

第29回（未定）

- ・ 条例改正について検討会において合意
- ・ 改正条例案の確認

全員協議会において説明 2/17 議案聴取会終了後

条例案提出 2/22

代表者会議で説明 2/22

議会運営委員会で説明の後、本会議で提案説明（2/24～3/8）

常任委員会で質疑、採決（政策総務 3/11or3/15）

本会議採決（3/23）

1 総合的な計画（条例第 2 条第 1 号）として議決対象とするもの

○ 考え方

① 議決によって自らの首を絞める恐れがないか

戦略計画は、総合計画を構成する一部ではあるが、同時に、執行部における毎年度の予算調整の根拠や手段となる取組が示されている。

仮に戦略計画を議決することとした場合、議決という議会の意思決定が、その後、議会において、戦略計画に基づく事業等に関する予算の審議を、一定程度拘束してしまう懸念がある。

② 知事と議会との役割は分けるべき

知事と議会とは、それぞれ県民から負託を受けたという対等の存在である。しかし、同時に、知事は執行機関であり、他方、議会は議決機関（議事機関）であるという異質の存在である。

現行の計画にかんがみて、県民しあわせプランは県の基本構想を示す基本的な計画であるが、戦略計画は県民しあわせプランを具体的に実施するための執行計画である。戦略計画の策定は、議決により団体として意思決定を行う基本構想である県民しあわせプランの下での事務執行の範ちゅうにあり、執行機関である知事が担うのが適切な役割分担である。

なお、現在の議決対象となっている県民しあわせプランには、政策の理念を具現化する基本方向を示す施策や数値目標が記載されていないが、これらの内容は議決の対象とするべきである。

○ 第 2 条第 1 号関係 見直し案

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般の基本構想として中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策—事業—その他—の手法—を総合的かつ体系的に示した計画